

直面する地域課題における学習成果の還元活動

中村 岩男

(東京都多摩地区生涯学習インストラクターの会)

【要旨】

地域の人々の「生きがいづくり」と「人と人とのつながり」に役立つことを期待し、地域教育力の向上を目指し、市民と行政との協働により直面する地域課題解決に向け、いままでの学習成果を生かして、学習から実践の場への展開を試みた実例とその進展・展開過程から実感したいくつかの課題等について考察する。

本稿では、学習活動の概要とその成果還元への取り組みとしての、教育行政参画による実践的活動及び地域社会における実践的活動の一端を示した。

1. はじめに

近年、地域における定着性の減少、帰属意識やアイデンティティの薄れ、人間関係の希薄化、地域教育力や家庭教育力の低下等の現代的課題が顕在化し、子どもや高齢者などいわゆる社会的弱者を対象とする残忍な事件が多発し、この悲惨な環境へのきめ細かな対策が求められている。地域社会には多様な人々が居住し、個人の属性や生活の形態、考え方がさまざまであり、住民間の葛藤・緊張関係は不可避であるが、これらをどう調整するかが課題である。地域教育力の向上、地域の安全・安心への貢献を目指して、学習から実践の場へ、その実践を通じて学習成果が地域社会に還元され、このプロセスのスパイラル的な循環、実践の積み重ねが地域底力の再生につながり地域社会が活性化されていく。

2. 学習活動及びその成果としての情報収集及び資格取得等

講演・講座・セミナー、放送大学大学院（通信教育）受講、図書館・公民館等の利用等

(1) 関連法規等の理解

①教育基本法第3条

平成18年12月に新たに公布された教育基本法において「生涯学習の理念」が新設された。

②社会教育法改正の動向 ③生涯学習振興法 ④成人学習に関するハンブルグ宣言 ⑤「東京都安全・安心まちづくり条例」（平成15年10月）など。

(2) 「生涯学習インストラクター」資格取得

文部科学省認定社会通信教育を受講し、平成14年5月、(財)社会通信教育協会より、「生涯学習1級インストラクター」資格の認定を受けた。

生涯学習インストラクター制度⁽¹⁾は、文部科学省の助成を受けて、平成3年度に、講座終了者の学習成果を積極的に評価認定し、全国各地の地域における多様な生涯学習活動を

推進・指導する人材養成を図るために開設され、より多くの方々の生涯学習推進者としての活躍が期待されている。

(3) 平成 15 年 2 月、地域や学校における子どもたちのよりよき支援者として期待され、前記財団より、「まなびの達人・あそびの達人」の称号を受けた。

(4) 平成 20 年 2 月、同財団第 10 回生涯学習インストラクター全国大会開催の記念表彰として、地域社会の生涯学習活動への尽力と多大な貢献による活動成果が高く評価され、「生涯学習活動功労賞」を受けた。

(5) 平成 16 年 3 月、放送大学大学院の通信教育を受講し、「コミュニティ・アプローチ特論」の単位を修得した。日本臨床心理士資格認定協会は、コミュニティ・アプローチを「臨床心理学的地域援助」と呼んで、臨床心理士の心理査定、心理面接、リサーチと並ぶ四重要専門活動の一つに位置づけている⁽²⁾。

「臨床心理学的地域援助」では、「傾聴」の大切さを学び、その学習成果は多様な人々が居住する地域住民間の葛藤・緊張関係への対応に参考になった。

(6) 平成 16 年 11 月、IBM 社の「ホームページリーダー認定トレーナー」資格を取得した。このソフトウェアは全盲の方や弱視の方がインターネットにアクセスし、ホームページの情報を入手したり発信したりするために有効な手段の一つである。

3. 基礎的な体験学習

アンケート調査、ワークショップ、KJ 法、災害図上訓練等、及び、団体・サークル・協議会等に所属しての活動など基礎的な実務体験

(1) 地域の安全・安心に関する実情の理解

警察署生活安全担当者の同行、協力、アドバイスを受けながら地域を巡回し、また、警視庁、警察署、消防署、市・防災安全担当課等とのコミュニケーションを図り、インターネットによる事案発生状況などの情報入手にも努めている。

(2) 地域を理解するためのボランティア活動

地域になじみ、とけこみ、現場、現実、現状や様々ながらみなどを理解・学習する機会として、地域ボランティア連絡会・ボランティアまつり等に継続的に参加している。

(3) 障害のある方々の理解

車椅子介助、及び、ガイドヘルパーとして視覚障害者の移動介助に随時参加している。

(4) 高齢者の理解では、地域長寿クラブでの新年会、地域や市の「わなげ大会」などの活動に参加している。

4. 教育行政参画での学習成果を活かした実践的活動

(1) 社会教育計画策定起草委員会に参画

平成 14 年 7 月～平成 17 年 5 月、市・同計画策定起草委員会に公募委員として参画した⁽³⁾。

本格的な生涯学習時代を迎え、市民の学習活動は多様化・高度化しており、これらの学習ニーズに対応するため、市では自由に選択できる学習機会と学習情報の提供を進め、市民の自主的な学習活動の支援を行ってなっている。こうした状況を踏まえ、生涯学習社会

を構築していくためには、社会教育における今日的課題を整理し、今後の社会教育行政を推進していくための指針となる「社会教育に関する諸計画を立案すること」が重要になる。

社会教育が「市民の学び」を基本としていることから、社会教育委員の合意により、原案づくりは公募ボランティア市民の参画のもとに実施され、計画策定では基本的な理念を「3つの原則」と「3つの立場」にまとめられた。

前者は、第1に、社会教育とは、あらゆる立場での市民の学びである。第2に、社会教育行政の役割は、環境の醸成（市民が学び、活動できる場を保障すること）である。第3に、社会教育の目的は、市民の学習権を地域社会の責任において保障することである。後者は、第1に、社会教育計画は、市民の参画を前提とする。第2に、社会教育計画の視点は、当事者（市民）に置かれる。第3に、社会教育計画の基礎は、地域である。というものである。学習課題の発見のためのワークショップを行い、「住環境、学校、社会教育、高齢者、コミュニケーション、交通、情報、自然、農業、健康、危機管理、暮らし、文化・伝統、スポーツ、施設、環境、理念、行政」の18項目の学習課題に整理することができた。

(2) 前項計画策定後のフォローアップ事業実行委員会に参画した。

(平成18、19年度実行委員長)

社会教育は市民の組織的な学習活動として、日々の暮らしの課題を市民自ら調査・発見し、問題解決につなげていくための学習であり、計画の期間は、市・総合計画に合わせて2012年（平成24年）までである。

①平成18年度の実施記録⁽⁴⁾

第1回は、「いま、「子どもの居場所」を考える」をテーマにシンポジウムを開催した。第2回は、「いま「多世代のふれあいの場」を考える」をテーマに講演会を開催した。第3回は、「子育てを応援する市民スタッフになろう」をテーマにシンポジウムを開催した。

参加者より、子どもの居場所について、いろいろな対応の仕方があることが分かった。「実践は素晴らしい」というのが感想である。いろいろな活動があることを知り、社会教育の必要性、重要性を再認識した。などのアンケートが寄せられた。

②平成19年度の実施記録⁽⁵⁾

「学びと実践をとおして市民と行政をつなぐ市民スタッフになりましょう！」をメインテーマに、「学びから実践」に向かっての事業に取り組んだ。前半は、会議等での発言が、決めなければならない議題や時間に拘束されて、形式的な進行に陥ってしまったが、夏ごろからは、意思疎通や普段の会話や本音での率直な話し合いの積み重ねにより、実行委員間の信頼ができ、その信頼関係を基盤に、より内容のある活動に進んでいった。高齢者や障がいのある方とともに、3回の連続講座を持ち、「防災と暮らし」をテーマに、地域の課題を話し合い、課題解決に向けての企画案を立て、体験・実践を試みた。

テーマ： 「防災をとおして、暮らしの安心・安全を考えよう！」

～高齢者や障がいのある方とともに～

第1回 「話し合いによる課題発見」 19年11月18日（日）

参加者21名（関係者16名、一般参加者5名）、方式は3グループによる「ワークショップ」、

その結果、55 件の課題が発見された。

① 暗くなってから災害に遭遇したら、1 件（懐中電灯がないと夜は動けない、手ごろなものはないのか）、②災害に遭遇してケガをしたら、医者が確保できるか、お金がなくてもケガの手当てができるかなど 4 件、③集合住宅や 2 階建住宅などで、階段を降りるとき、どんな人がどんな方法でなど 2 件、④避難場所へ行くには、避難場所の情報は、避難経路はなど 5 件、⑤避難生活では、避難場の自治など 5 件、⑥罹災時の対応では、自主避難時の食料や水は、トイレは、など 11 件、⑦その他、家族との連絡、要保護者の把握、日常生活での事前の準備など 27 件。

この活動においては、21 名参加のうち、関係者以外の方が 5 名のみ、どうしても社会教育計画に携わった市民が中心であり、新しい方呼び込もうという動きもあるが、なかなかそれが広がっていかない。新しい人材がどう係わって、どう入っていけるか、教育委員会以外のところとのつながり、関係者のひろがりなど大きな課題である。

第 2 回 「企画を立ててみよう」 19 年 12 月 1 日（土曜日）、参加者 19 名
課題を、情報、地域、災害発生時・避難場、その他（日頃の対応等）に区分し、市民（地域）と行政との協働による課題解決策について話し合い、現状調査、擬似体験、実体験ごとに企画立案を試みた。

第 3 回 「体験してみよう」 19 年 12 月 15 日（土）、参加者：24 名
方式： 2 グループによる「関連行政担当部署等参加による模擬体験」

A グループ： 「要援護者台帳から地域を見る」

B グループ： 「ふれあいの場から地域を見る」

活動終了後、市民と行政との協働を念頭に置きながら、総括・要約した。

A グループでは、要援護者台帳づくりには、台帳の目的を明確にすることが必要で、出来上がった台帳により安否確認が可能となる。

B グループでは、ふれあいの場づくりには日常の共通体験が必要で、日頃のふれあいが必要である。かかる基本理念のもとに、地域のつながりができ、信頼関係につながっていく。そして、日頃の付き合い・交流など単純なことから情報入手が可能となり、いざという時に役に立つ。

本活動の過程において、市民と行政とのつなぎ役・橋渡し役、はた振り役を担う人材の確保・養成が 1 つの重要なポイントであることを再認識し、また、学習から実践の場への展開過程には多くの課題があることも実感した。

本活動やアンケート等を通じて各委員や講座参加者から、貴重な意見・感想を頂戴した。

- ①「学び」から「実践」に展開する過程（プロセス）においては、その間のギャップが大きい（壁が厚い）ことを実感した。
- ②現在の仲間と講座を企画・運営する上での達成感を得、また、準備不足のなかでの運営推進力を会得した。
- ③さまざま複雑な実情・事情がある地域（フィールド）との連携では、取り組み方に、相応の工夫が必要であることを痛感した。課題はあるが、地域における「実践の積み重ね」がポイントである。
- ④課題を発見し、企画を立て、実行することが市民スタッフの役割の 1 つであり、市民と行政との共同によることがもっとも大事なことである。

- ⑤実践は、社会教育事業を支えることであり、市民スタッフ的活動の「学び」の意識を持つことである。
- ⑥学習したことを実践する試みを体験して学習がより深められた。
- ⑦障がいのある人とともに市民スタッフ講座を取り組んだことで、違いを理解していくこと、つながっていくことの大切さを再認識させられた。

(3) 団塊の世代への対応

平成18年3月、第8期市・生涯学習推進協議会に参加した。

(市・公募委員として、任期は平成20年2月までの2年間)。

市における生涯学習社会の形成を推進するため、生涯学習事業および生涯学習施設の在り方についての検討協議会であり、今期の協議テーマは、「生涯学習によるまちづくりにおける団塊の世代の地域での活動推進施策」である。

警察関係出身者、消防関係出身者、民間の警備、防犯、防災関係出身者などにとっては、地域の安全、安心に貢献する場、機会が得やすいと思われるので、活躍が期待される。

団塊の世代の積極的な地域活動への参加を促すためには、世代全体の傾向だけでなく、団塊の世代の持つ多様性について十分に把握し、それぞれの多様性に応じた支援策や受け皿を提供していく必要があると考えられる。

団塊世代の両親の多くは、現在後期高齢者となっており、今後は介護の問題がさらに顕在化する可能性が高い。今後は、自身の就業や社会活動の傍らで、こうした課題を抱える団塊の世代をいかに支えていくかについても社会的な関心が向けられる必要がある⁽⁶⁾。

5. 地域社会における学習成果を活かした実践的活動

(1) 地域安全課題への取り組み

平成15年10月、「東京都安全・安心まちづくり条例」が施行されたことに伴い、自治体、事業者、地域住民の防犯に関する意識が一段と高まり、各地で、地域住民等による防犯パトロール等の自主的な防犯活動が活発に展開され、地域の犯罪抑止に大きな成果が表れてきている。にもかかわらず、悲惨な事件は絶えない。子どもたちを狙った悲惨で深刻な事件、犯罪が各地で起きている。地域の抑止力、地域教育力を高める効果を励みとして、注意が必要な場所や危険と思われる場所など、地域に潜む危険を見極めながら、随時、パトロールしている。

地域には、「侵入泥棒追放重点地区」、「地域安全運動実施中」、「防犯は日ごと家ごと地域ごと」、「本日は地域防犯の日」、「不法投棄防止警戒パトロール重点地区」など、あちこちに看板が立てられている。

警視庁では、防犯ボランティア活動を行っている団体にたいし、研修会の開催、パトロール用のユニホーム・腕章等の貸与などの支援を行うとともに、身近な犯罪発生情報や防犯情報等の地域安全情報を、ホームページ、電子メール、チラシ、回覧板等で提供している。また、侵入窃盗、ひったくり、振り込め詐欺等の被害に遭わないよう、各種キャンペーン、防犯講習会、参加・体験・実践型訓練を実施しているほか、日常生活の困りごとや悪質商法などの各種相談に応じている。

さらに、家庭や学校、地域の方々と連携した非行防止対策や有害環境浄化対策をはじめ、少年の福祉を害する犯罪の取締りを積極的に推進し、少年の健全育成に努めている。しかしながら、こうした対策だけでは十分とは言えない。

犯罪の発生を抑止し、安全で安心して暮らせることを実現するには、警察活動による対策だけでなく、地域住民がこの悲惨な実情をしっかりと認識し、一人ひとりが「自分の身は自分で守る」との意識を持って、自衛的な手段を講じること、関係行政機関やボランティアが一体となって、犯罪の機会を減らす活動を推進することが重要である。

(2) 地域におけるボランティア活動

- ①地元小学校から、地域住民が、身近に学習や文化、コミュニティ活動ができるようにと学校施設を開放していただき、文化祭、地域運動会、地域盆踊り大会、さくらまつりなどに施設開放運営委員としてお手伝いをした。
- ②平成 14 年 4 月、「楽しさをみんなのものに」をテーマとした「地域ボランティアのつどい」に参画した。(実行副委員長として)。
- ③平成 14 年 9 月、「翔びたて地域のボランティア」をテーマとした「地域ボランティアまつり」に参画した。(実行副委員長として)。
- ④平成 14 年 11 月、「新しい自分さがしをはじめてみませんか」をテーマとした市民と市民活動団体を結ぶ交流イベントに参画した。(運営委員として)。

これら諸活動に対し、平成 17 年 10 月、社会福祉法人調布市社会福祉協議会より、「多年にわたり社会福祉活動に参加し地域福祉の向上に貢献された功績は誠に顕著である」との感謝状を受けた。

かつて、平成 4 年の生涯学習審議会答申⁽⁷⁾「今後の社会の動向に対応した生涯学習振興方策について」では、生涯学習とボランティア活動の関連について、①ボランティア活動による自己実現が生涯学習そのものである、②ボランティア活動を行うための技術・知識を得るための生涯学習、③他の人々の生涯学習を支援するボランティア活動という 3 つの関連を示した。ボランティア活動を行うことによって、学習効果が生まれるという発想であり、体験による学習によってボランティア自身が変わっていくことが、生涯学習という観点から注目されるゆえんである。こうした活動には、さまざまな領域の専門家、つまり異業種間の専門家との共同作業、コラボレーション、連携が必要になってくる。

地域社会には人々を支えてくれる支援組織が様々な形で存在している。一つは、自然発生的な支援組織であり、夫婦や家族、熱心な教師や世話好きな民生委員や親切な警察官である。次に、組織化された支援組織があり、ボランティア集団、いのちの電話、自己啓発や断酒会のような自助グループである。そのほかに、宗教活動によって組織された支援組織と、行政や専門家の指導による支援組織がある。特徴的なのは、グループ後の自発的な二次会などの自然発生的な動きであり、このことは、学問的にも「コミュニティ心理学」が日本独自の発展をする可能性を示唆しているともいえよう。

総合地域臨床活動もある。さまざまな人をつないでゆき、いろいろなニーズに臨機応変に対応してゆくことで、人や組織を支える地域の力を全体的に高めてゆく活動として注目してゆきたい。

(3) 平成 17 年 6 月、地元小学校地区協議会の設立に参画した。

(初代会長として、任期は設立の日～平成 19 年 5 月)

この協議会は、平成 18 年 11 月、東京消防庁調布消防署長より、「平素から消防行政に深い関心を寄せられ防火防災思想の普及及び人命安全対策を積極的に推進し地域社会の安全に寄与した」ことにより感謝状を受賞した。

市内の各「地区協議会」は、概ね小学校区域を基本として、自治会、子ども会、老人会、民生・児童委員、PTA、学校開放運営委員会、健全育成推進地区委員会、防災・消防団・防犯、趣味活動など地域の中で活動する団体・組織の交流・連携を図るとともに、地域の課題解決や福祉の向上を目指していくために設立されている。

平成 16 年 7 月より約 1 年間、地域や各団体の代表者の方々と準備を進め、「相互に助け合い協力し合って行動し、住みやすく安全で安心できるまちづくりの推進」の実現を目的としてこの協議会を設立した。

- ① 環境の美化に努め、住みやすく、きれいなまちづくりを行う。
- ② 地域の行事に積極的に参加し、住民相互の親睦を図る。
- ③ 情報交換を通じて、各団体間のネットワークづくりを推進する。
- ④ 行政との連携のもとに、いろいろな活動を検討実施する。

初年度の活動内容は、さくらまつりに参加、小学校花壇の整備・植替え支援、小学校道徳授業地区公開講座出席、小学校セーフティ教室参加、小中連絡協議会中学校区懇談会出席、地域盆踊り大会に協力、中学校集団登下校に協力、市・消防署長より感謝状受賞、地域運動会に参加、小学校校庭にて防災訓練実施、小学校保険委員会に出席、市・防災講演会に出席、小学校開放実行委員会に出席、防犯パトロール出発式に参加等である。

(4) 平成 19 年 2 月、「東京都多摩地区生涯学習インストラクターの会」の設立に参画した。

(初代会長に就任した)。

(設立の趣意⁽⁸⁾)(経緯・背景) 東京都多摩地区においては、既に、近隣市にて、いくつかの生涯学習インストラクターの会が設立され、また、市町村によっては、さまざまな学習機関があり、それぞれ、多様な活動が展開されている。しかしながら、学習活動の発表ならびに、学習成果を地域社会に還元するための場・機会の確保が課題となっている生涯学習インストラクター有資格者も多い。多摩地区がまとまって、楽しんだり、学んだり、その成果を生かしたりしていきたい、先ずは、会を立ち上げて、出来ることからやっていくのがいいとの提言も窺われ、会設立への期待が高まってきている。

多摩地域における生涯学習インストラクターの団体および個人の活動状況に関し、互に活動の幅を広げ、地域社会に貢献していくために、市町村の枠をこえて相互に連携し、広域的な交流を推進し、活動や発表の場を確保することが要請されている現状を鑑み、

平成 18 年 5 月(日曜日)に、(財)社会通信教育協会の助言・支援を受け、(仮称)多摩生涯学習インストラクターの会、第 1 回設立準備会を開催し、以後、6 回の準備会を経て、本会の設立を提言することとした。

本会は東京都多摩地区の生涯学習インストラクターの有資格者で構成し、既に活動している団体および個人、ならびに、これから活動を目指している団体および個人が、学習を通じて得られた知識・知恵と経験を駆使して、学習の成果を地域社会に還元していくため、

相互に連携し、さまざまな生涯学習の推進に関する周知・調査・研修・研究および支援・助言・指導等を行う。

（目的）本会は、生涯学習推進に関して、会員相互間の親睦、情報交換等の活動を通じ自己研鑽に努め、会員の資質の向上ならびに生涯学習インストラクターの認知度向上を図るとともに、関係機関等との有効な連携を通じ、生涯学習活動の発展と地域社会への貢献のため、調査・研修及び支援・指導・情報の提供、企画ならびに相談業務への参加交流等を行い、もって、社会の変化に対応した真に豊かな生涯学習社会の構築・振興に寄与することを目的とする。

（事業）本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①生涯学習に関する体験活動・研究学習活動・文化事業活動等を実施する。
- ②会員相互の情報交換会、親睦交流会等を実施する。
- ③行政、学校、生涯学習活動の団体等と連携し、調査・研究及び支援・指導等を行い生涯学習の推進事業を実施する。
- ④各種団体等からの依頼に応じて講師を派遣し、支援・指導・学習相談等を実施する。
- ⑤その他、本会の目的を達成するために必要な事業を実施する。

平成20年2月、設立一周年記念講演会を（財）東京市町村自治調査会多摩交流センターの平成19年度「広域的市民ネットワーク活動等事業助成」企画として実施した。

会場： 八王子学園都市センター（東急スクウェアビル）、

事業概要・成果等： 市町村の枠をこえた正会員、一般会員、非会員（一般参加者）を対象に、講演会と交流懇親会を開催し、成功裡に終了した。

先ず、来賓として（財）社会通信教育協会、八王子市教育委員会より祝辞を賜り、会長として一年間の活動の歩みを報告した。続いて、「多摩の歴史と文化遺産―地域を学び活かすために―」と題して、法政大学大学院教授・馬場憲一教授による講演を、多摩地域に関心をお持ちの60名（会員29名、一般参加者28名、来賓3名）の皆様が聴講し、この地域の文化財の概要を学ぶことができた。さらに地域を知り地域に貢献する生涯学習の重要性について話され理解を深めることができ大変勉強になった。

その後に開催した交流懇親会では、一般参加者は少なかった（課題であるが）が、34名（会員26名、来賓及び一般参加者8名）のメンバーが歓談に花を咲かせ、市町村の枠をこえた相互連携および広域的な交流の一助となった。

（5）地域の自治会連合会活動に参画（18年度会長代行、19年度会長）。

この自治連合会は、平成18年5月、警視庁生活安全部長、東京防犯協会連合会会長連名にて、「平素から地域安全運動を積極的に推進し安全で明るく住みよい街づくりに尽力したこと」により感謝状を受賞した。

この会は、自治会相互の親睦を図り、自衛消防団の維持ならびに防災組織の拡充、防災器具の備蓄、さらに、防犯活動を推進し、併せて教育文化の向上発展をはかることを目的として設立された会である。

平成19年4月、地域防犯パトロール隊出発式に参加した。

来賓、自治会、マンション管理組合、防犯協会、警察署、消防署、教育委員会、市・防災安全担当課、小学校PTA、地区協議会、自主サークル、ケーブルテレビ、FM放送な

ど 26 団体・組織の方々が参加した。

19 年 7 月～20 年 3 月、地域自治連合会として、「平成 19 年度東京都地域の底力再生事業助成金」⁽⁹⁾ による地域の安全安心パトロール活動を実施した。

東京都では、かつて存在した地域住民のつながり、地域の課題を解決する力の再生を目指して、地域の担い手である町内会・自治会が行う様々な事業に対して支援することとし、地域において多用な主体が関わる豊かな「公（おおやけ）」の実現に向けて「地域の底力再生事業助成」事業を実施している。

平成 19 年 4 月に自治連合会の呼びかけによる安全・安心パトロール隊の出発式を実施、以後、この活動を定着化させ、PTA、老人クラブ、自衛消防団などの地域団体や警察、消防機関との連携を図り、より多くの住民参加による活動に展開し、地域力を盛り上げていくことを目的として、東京都地域の底力再生事業助成事業への申請を行い、その交付認定を受け実施した。

実施事業名は、「地域の安全安心パトロール活動」 ～安全で安心な地域社会のために～、事業実施分野は、防犯・防災及び交通安全である。

事業実施内容は、①継続してパトロール活動を行える体制整備に取り組み、防犯用品の拡充と関連機関・団体・地域住民参加によるパトロールの実施、②連合会を構成する各自治会役員、防犯担当、地域住民を対象に防犯についての座談会を、警察署、市役所の協力を得て実施、③災害時の助け合いネットワークの構築を目ざして、地域の詳細なマップづくりに着手、である。

6. おわりに

地域社会においては、ハード面では、文化会館、公民館、図書館、博物館、体育施設、青少年交流館などの各種の生涯学習施設、社会教育施設、文化施設や多くの社会福祉施設などがあり、ソフト面では、自治会、子ども会、老人会、民生・児童委員、PTA、学校開放運営委員会、健全育成推進地区委員会、防災・消防団・防犯、趣味活動などの数多くの団体、サークル、組織・機関がある。

また、日常の暮らしの中には、伝統的な様式での祭礼、地域運動会、地域盆踊り大会、さくらまつりなど、さまざまな地域活動があり、それぞれ、集団ごとに活力ある地域活動が展開されている。

これら諸活動により、友好、共助、連携・融合、協働などが生まれ、それらの基盤には地縁（近隣）、子縁、血縁（家庭）などが重要な要素になっているように思われる。

このような、地域社会における活動において、ふれあい、語り合い、つながりにもかかわらず、一方では、多くの解消困難な要因も見受けられ、生涯学習の体験、実践、協働面での課題がある。活動の場・機会、活動費、人材難、一部リーダーへの負荷集中等は一般的な課題であるが、このほかには、

- (1) 学校区（通学区域）、消防団、自治会など、それぞれの区割り・範囲が同一ではなく、区域・テリトリーが微妙に異なっている、
- (2) 民間信仰としての地域の祭礼でさえ、神社と天神さまのように、氏神さまの違いによる差異が根強く存在している、
- (3) 地域への転入・転出者の増大、

さらには、農業や緒職の衰退傾向も指摘されている。

課題解決への取り組みでは、個人にも行政にも地域社会にも限界があり、市民と行政との協働が求められ、協働推進のため、市民と市民、市民と行政の橋渡し役を担うスタッフ、コーディネーター、リーダーへの期待も大きい。

これらの課題と期待に正面から向き合い、地域社会を十分に理解する姿勢を保持し、地域に根ざした活動に参画し、その過程を通じて多様な役割を発揮し、生涯学習成果を地域社会の課題解決に還元していく実践の積み重ねが、地域の人々の笑顔輝く、安全、安心な生涯学習社会の実現につながっていく。

これらのプロセスをスパイラル的に循環させていくことが真の具体的な実践であり、この実践が学習者自身の貴重な体験学習にも還元され、地域教育力のさらなる向上にも寄与することとなり、地域社会の一層の活性化・発展に還元されていく。

<注>

- (1) (財) 社会通信教育協会 機関紙 25 号 平成 19 年 2 月
- (2) 村山正治「コミュニティ・アプローチ特論」
(財) 放送大学教育振興会、2003 年 3 月
- (3) 1) 調布市社会教育計画策定起草委員会中間活動報告 平成 15 年 3 月
2) 調布市社会教育計画 調布市教育委員会 平成 17 年 10 月
3) 社会教育法第 17 条 「社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。一社会教育に関する諸計画を立案すること。」
- (4) 平成 18 年度調布市社会教育計画フォローアップ事業実施記録
同事業実行委員会 調布市教育委員会教育部社会教育課 平成 19 年 1 月
- (5) 平成 19 年度調布市社会教育計画フォローアップ事業報告
同事業実行委員会 調布市教育委員会教育部社会教育課 平成 20 年 2 月
- (6) 「多摩地域における新たな働く機会と場の創造」
～団塊の世代を対象に～ (財) 東京市町村自治調査会 平成 18 年 3 月
- (7) 倉沢進 小林良二 改定版「地方自治政策Ⅱ自治体・住民・地域社会」
(財) 放送大学教育振興会 2004 年 3 月
- (8) 東京都多摩地区生涯学習インストラクターの会 設立趣意書
- (9) 東京都生活文化スポーツ局 平成 19 年度「地域の底力再生事業助成」第 1 回募集ガイドライン～地域の力で豊かな生活環境を構築するために～